主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人秋山秀男の上告趣意第一は単なる法令違反の主張であり、同第二は事実誤認の主張であり、同第三は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(被告人の本件所為は包括一罪を構成するものと認め、訴因追加の手続を許した第一審訴訟手続を是認した原審の判断は、正当である。)

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三九年四月三〇日

最高裁判所第一小法廷

郎	朔	藤	斎	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
郎	_	田	松	裁判官